光栄ある石瀬御役所

村誌編集委員　西川竹園高校　松永克男

○御役所のはじまり

江戸時代、石瀬にはひところ八万石余の広大な幕府直轄地を支配した役所があった。当時の人々はこれを「石瀬御役所」または「石瀬御陣屋」と呼び、その支配領域を「石瀬御支配所」といった。明治四年（一八七一）の「石瀬村御割附並御敷地社寺田畑仕訳写」によれば、元陣屋敷地跡として約四町歩の土地が明記されているが、おそらく石瀬役所の跡であろう。

そもそも石瀬には、長岡藩や与板藩の領地であった時から陣屋がおかれ、代官が駐在していた。おそくとも慶安三年（一六五〇）以前のことである。従って、幕領の石瀬役所はこの前々からあった私領の陣屋跡に設けられたことは疑いない。

元禄十五年（一七〇二）与板藩主牧野氏は五千石の加増をうけ、信州小諸へ所替となったため、与板領は幕領となり、そのうち石瀬を含む十数ヶ村は宝永二年（一七〇五）石瀬役所の設立とともにその所轄となった。初代石瀬代官は平岡重左衛門で、その支配所は明確ではないが、元与板領の一部に小見郷屋、赤塚地方を含めたそれほど広い地域ではなかったらしい。享保七年（一七二二）から石瀬役所の業務はしばらく出雲崎代官が兼任した。

○新発田藩預地

享保九年（一七二四）、越後頸城地方の質地騒動に嫌気がさした幕府は、越後における代官支配を全廃してその支配地を悉く近傍の諸大名に預けた。この時、石瀬支配所を含む出雲崎支配所の一部と楯村支配所（北蒲原郡黒川村下館）あわせ高四万石余は新発田藩に預けられた。

新発田藩では預地主役や奉行をきめ、上部機構の整備を行ないつつ、末端は預地を十四ヶ組にわけ、各組に庄屋頭（のち大庄屋と改称）をおいて支配させる方針をとった。（参考までに石瀬組の庄屋頭は棚橋源太左衛門）しかし、この庄屋頭の設置はかえって新発田預地を短命に終らせ、石瀬役所が他に先がけて復活する原因となった。

すなわち石瀬組同様、新発田預地であった村山組（西蒲原郡弥彦村村山）の大庄屋河井吉兵衛は権威にまかせ、万雑銭の不正徴収や人足徴発、私情による村庄屋の任免等を行ない、勝手きままのふるまいが多かった。そこでたまりかねた配下の村庄屋が中心となり、相つぎ吉兵衛排斥に立ちあがった。享保二十年（一七三五）の源八新田庄屋源八の江戸への出訴をかわきりに、元文三年（一七三八）山岸村又次右衛門の再度の箱訴（幕府評定所門前に目安箱を置き、訴状を投入させることで、八代将軍徳川吉宗が庶民の直訴をうけるために設けた）にいたるまで数回試みられ、なかでも元文二年（一七三七）の村山組十八ヶ村惣百姓願いはその最大の盛り上りをみせた。これにおどろいた新発田藩では、預地の大庄屋役を廃止し、かわりに組ごとに年番庄屋をおいた。

一方再三の箱訴に対して幕府もこれを看過できなくなり、元文三年から審理を開始し、翌年には吉兵衛を所払いときめ、その支配方宜しからずとして新発田藩の責任を追求した。これをうけて新発田藩は預地係役人らの職を免じたが、その処置にあきたらない幕府は元文五年（一七四〇）新発田預地高八万石余を取り上げ、もとのように代官支配を復活させた。この時高八万石にも及ぶ広大な幕領を支配するためにまずおかれたのが石瀬役所であった。

○再生石瀬御役所

この復活した石瀬役所は「間数二間梁行間八間、是は前々より有来候陣屋」を建直したもので、代官水野彦四郎の手代三人が常駐するという簡略なものであった。支配所は今の北蒲原郡から南蒲原郡中之島村にいたるまで色々な地方を含んでいた。そのため阿賀北の農民らが石瀬役所に至るには阿賀野川・信濃川・中之口川・西川の四大河を越えねばならず、それに必要な経費もかさむばかりであった。かくて延享元年（一七四四）、阿賀北の村々は最寄御役所の設立を願いでて、それを阻止しようとする石瀬に近い石瀬支配所の村方と確執を繰返した。結局幕府は延享三年（一七四六）、新たに水原役所を設立し、石瀬支配所のうち、高六万石をかわって支配させた。これが俗にいう「水原代官所」の起源である。この時の石瀬代官内藤十右衛門は水原代官に転じ、石瀬代官を兼務することになった。以後石瀬支配所は石瀬組、村山組などの七ヶ組となり、急に狭められた。しかし、その後もしばしば支配地の変遷があって、享和三年（一八〇三）の記録では、石高にして五万石余を支配したとある。

○幕領か私領か

封建制下にあっては、領主のあり方が農民生活に多大の影響を与えたことは言うまでもない。例えば、租率をとりあげてみても、私領の場合は大体六公四民で概して高免であったし、幕領の場合は四公六民ないし五公五民で私領よりも低かった。従って農民たちは幕領になることをのぞんだという。石瀬支配所にもこれを裏書する事件が発生している。

宝暦元年（一七五一）誰れ言うともなく、石瀬支配所の一部が近いうちに長岡藩の預地になるといううわさが流れた。これでは大変と石瀬支配所一五二ヶ村が相談した結果、長岡藩の預地にならないように代表をたて、幕府に直訴をすることになった。その時の訴状には幕領と私領の違いがあざやかにえがかれていて興味深い。例えば、年貢金については石瀬支配所は十一月、十二月と翌二月から五・六月までの六・七ヶ月の間に年貢金を上納すればよい。これに対して長岡領では、極月と翌三月との二回に皆済し、その上年々多くの過納を命令され、漸く十月頃すべて終る。また郡中入用金についても、石瀬支配所の場合は一ヶ年に高百石につき永二百文内外なのに、長岡領では一ヶ年に永一貫五百文もかかるという。

要するに幕領の場合は領主が徳川将軍家であっただけに経済的にも比較的ゆとりがあり、農民支配もゆるやかであったと言えよう。

○石瀬御役所の終焉

文化十二年（一八一五）は石瀬役所の廃止と与板城の石瀬引越計画がもちあがり、石瀬村民にとってはまさに一喜一憂の年であった。事のおこりはこの年与板藩主井伊氏が幕府から石瀬役所敷地を拝領し、石瀬村を始め近郷十数ヶ村が与板領になったためであった。

石瀬役所には加茂・片貝等から虚々実々の誘置運動が展開された。しかし、役所の新設は行われず、石瀬役所は出雲崎役所に吸収され、最後の石瀬代官佐藤忠右ェ門は出雲崎代官に転出した。

与板城地の石瀬引越計画は同じく文化十二年に始り、翌十三年には与板領を石瀬領と改称し、石瀬引越の諸掛りまできまり、本格化したが、文政三年（一八二〇）に中止されてしまった。これは実は突然の中止ではなく、すでに文化十四年（一八一七）に与板藩は石瀬引越をあきらめ、長岡領本与板村の地に築城を変更し、長岡藩とその代替地についての話し合いをもっている。その背景には城下町の石瀬移転にともない町方の衰微をおそれた与板町人の猛烈な阻止運動が効を奏したからであった。とにかく文政三年に至り、長年領主の地方行政の一端をになってきた光栄ある石瀬の時代はおわった。

最後に歴代の幕領石瀬代官をかかげて往時の石瀬をしのぶよすがとしよう。

宝永二年　平岡十左衛門
宝永三年〜西　与一左衛門
正徳元年〜小宮山長右衛門
享保六年　芝村藤兵衛
自享保七年 至享保九年　出雲崎代官支配
自享保九年 至元文五年　新発田藩預地
元文五年〜水野彦四郎
寛保三年〜小野三大夫
延享三年〜内藤十右衛門
寛延二年　小林孫四郎
寛延三年〜田中八兵衛
宝暦三年　竹垣治部右衛門
宝暦四年〜山中源四郎
宝暦六年〜真野惣十郎
明和元年〜岩出伊右衛門
明和七年〜花木伝治郎
安永四年〜大屋四郎兵衛
安永七年〜臼井吉之丞
安永九年〜関川庄五郎
天明七年〜野村権九郎
寛政元年〜岡室源助
寛政五年〜佐藤友五郎
文化六年〜佐藤忠右衛門
文化十二年御役所廃止

じゅずつなぎになる年金制度

—通算年金のはなし—

年金制度には、国民年金をはじめ八つの公的年金制度があって、国民のだれもがどれかの年金制度によって保障される国民〝皆年金〟の体制ができあがっています。しかし、これらの年金制度は自営者を対象とする国民年金や職域ごとにつくられた被用者年金がそれぞれ分立する形となっていますので生涯にいくつかの職業をかわった人のうちには、全部の公的年金制度の加入期間を通算すれば相当の年数になるがひとつひとつの制度の加入年数を見ればその制度から支給される老令年金、あるいは退職年金をうけるのに必要な加入年数に足りないため、どの制度からも年金をうけることができないという人も出てきます。

このようないわば「かけ捨て」が出るのをふせぐために、すべての制度の加入年数を合計して一定の年数になる人には、それぞれの制度から加入期間に応じた年金をうけられるようにするのが通算老令年金といわれる年金です。

通算の対象となる公的年金は、別表のとおりです。これら八つの制度に加入していた期間を〝通算対象期間〟といいますが、国民年金では、保険料納付済期間と、免除期間がそれに当ります。

また、高令任意加入者（明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた者）の場合は十年、制度の発足時三十一才をこえていた年令該当者（明治四十四年四月二日から昭和五年四月一日までに生れた者）については、それぞれ年令に応じて期間が短縮される特例措置があります。なお、各制度から通算年金の給付をうけるには、それぞれ一年以上の通算対象期間を必要とします。

家事に従事しているサラリーマンの奥さんは、たとえ、自分はいずれの制度にも加入していない間でも夫の厚生年金など、被用者年金の加入期間が通算対象期間に算入されますので、国民年金に任意加入された場合、受給資格を満して通算老令年金の給付をうける上に極めて有利な条件といえます。

年金の種類	年金の加入対象者
一、国民年金	農業や商業など自営業者とその家族
二、厚生年金	会社や工場に勤めるサラリーマン
三、船員保険	船員
四、国家公務員共済組合	国家公務員
五、地方公務員共済組合	県や市町村の職員
六、私立学校教職員共済組合	私立学校の教職員
七、公共企業体職員等共済組合	国鉄、電々公社、専売公社の職員
八、農林漁業団体職員共済組合	農業協同組合や漁業協同組合などの職員

通算老令年金の計算方法は、国民年金では、

320円×保険料を納めた月数＝年金額

（年令該当者の場合年金額計算上の優遇措置は適用されません）

厚生年金では、

400円×被保険者期間＋平均標準報酬月額×被保険者期間×$\frac{10}{1{,}000}$＝年金額

なおその他の年金制度でも厚生年金とほぼ同じ方法で計算されます。また支払いの時期は、六月と十二月の年二回となっています。請求の手続きは、それぞれ加入していた制度に申し出て下さい。国民年金については、役場へおいで下さい。

岩室村勤労者親和会の『あなたの声を聞くボックス』

会員からなまの声を聞き、会や村の強化発展に資するために、この程、岩室駅前観光案内図下に、グリーン色の投書函を、設置しました。このボックスは、毎月第三日曜日（家庭の日）に開函されますが、一般村民等からも、会に対することは勿論のこと、村行政等についての、希望意見について、投函されるよう、希望しています。

親和会では、開函した内容を、関係機関に対して、要請し、問題の解決を計るよう、努力しております。どのようなことでも、どしどし投函して下さい。

新潟県観光写真コンクール

主催　新潟県
　　　新潟県観光協会

〆切10月末日

新潟県観光月間行事の一環として、新潟の自然を中心として、風俗、民芸、行事等の写真コンクールを実施します。

題材

山岳…飯豊、朝日連峰、越後三山、谷川連峰（新潟側）苗場山、妙高連峰、白馬連峰（新潟側）弥彦山、佐渡どんでん山、金北山

海水浴…笹川流れ、瀬波、新潟、越後七浦、寺泊、出雲崎、柏崎、谷浜、能生、佐渡、粟島

キャンプ…海浜、山、高原のキャンプ等

渓谷　河川、湖、胎内、三面川、阿賀野川ライン、荒川峡、笠堀、清津峡、奥只見、瓢湖（白鳥）等

温泉、スキー場　県内の温泉、スキー場

県内各地方の行事、祭、民謡、芸能、社寺、仏閣、季節の花、鳥等

作品　白黒、カラー（プリント又は、スライド）いずれも可、サイズは自由、

締切り　昭和四十五年八月〜昭和四十六年十月末までに撮影したもの　昭和四十六年十月三十一日

審査　新潟県、新潟観光協会、フジカラー新潟現像所

送り先　新潟市学校町一番町新潟県庁観光課

発表　昭和四十六年十一月中旬、入選者各自に通知する

主催　新潟県、新潟県観光協会

協賛　新潟県カメラ商業組合、富士写真フィルム株式会社、新潟フジカラー現像所

応募方法

一、応募資格は制限しない
二、応募作品は、未発表、又は発表予定のないもの
三、応募作品は返却しない　ただし返信用切手百円を同封して、返却を申し込んだものに限り返却する。
四、賞該当作品の著作権は主催に属する。
五、賞の通知を受けた方は至急ネガを提出下さい　期日までに提出のない場合は失格とする。
六、応募作品の裏面には、必要データーを記入するか、記入したデーター用紙を貼布すること

新潟県観光写真コンクール

題名		年令	才
住所			
カメラ			
フィルム			
シャッター		絞り	